

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

(5/12～5/31 実施分及び 6/1～6/20 実施分)」実施概要

【中小事業者向け】

都では、令和3年5月12日から5月31日までの間、及び令和3年6月1日から6月20日までの間、営業時間短縮及び休業の要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等を運営する中小事業者に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給します。

■ 受付開始時期等

○ 受付要項公表

令和3年7月~~15~~26日（**本月**） 14時（予定）

○ 申請受付期間

令和3年7月~~15~~26日（**本月**）～令和3年8月~~20~~31日（**金火**）

~~※7月15日からの受付は、郵送のみです。また、オンラインによる受付は、7月20日（火）14時からになります（予定）。~~

※協力金の申請受付は、要請期間ごとに実施予定です。

■ 対象要件

○ 営業時間短縮及び休業の要請を受けた都内の飲食店等※1を運営し、それぞれの期間の要請に全面的にご協力いただいた中小企業※2・個人事業主等が対象となります。

- 令和3年5月12日から令和3年5月31日まで及び令和3年6月1日から令和3年6月20日までのそれぞれの期間において、営業時間短縮及び休業の要請に協力をいただいた都内の飲食店等が対象となります。

(営業時間短縮及び休業の要請の概要)

緊急事態措置期間 (5/12-5/31 及び 6/1-6/20)	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む)	休業(酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等 (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く)	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者に対し、店舗ごとに支給します。
- 各期間の要請開始日(令和3年5月12日または6月1日)より前に開店しており、営業の実態がある店舗が対象となります。
- 都外に本社がある事業者も対象になります。
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を利用者が見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- 申請に当たっては、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していただくことが必要です。

※1 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等(バー、カラオケボックス等)」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業のうち、以下の要件のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、「大企業向け」要項での申請となります。対象要件が中小事業者とは異なるため、十分ご注意ください。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること。

■支給額

要請期間ごとに一店舗当たり、80万円から400万円
※算出方法など詳細は参考1のとおり

■申請方法

- 要請期間ごとに、別々に申請が必要です。
- 専用ポータルサイトから申請することができます。
- 郵送での申請も可能です。

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて行っていただく必要がございます。

なお、申請後の店舗追加はできません。また、同一事業者による複数回の申請も受け付けられないため、申請前に対象店舗を十分にご確認ください。

■申請書類（予定）

- (1) 協力金申請書（法人にあつては「法人番号」を記入）
- (2) 確定申告書類（控え）
売上高の算定の際に使用した年の確定申告書
※以下の場合は、省略可とする。
 - ・申請する全ての店舗において、一日当たりの売上高が10万円以下の店舗
- (3) 売上高の証拠書類【店舗ごと】
※以下の場合は、省略可とする。
 - ・一日当たりの売上高が10万円以下の店舗
 - ・店舗が1か所であり、飲食業以外の事業を行っていない事業者について、確定申告書類で店舗の飲食業の月次売上高が把握できる場合
- (4) 営業実態を確認できる書類【店舗ごと】
 - ① 飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）
 - ② 光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）等
※店舗所在地が記載されているもの
 - ③ 店舗の内観及び外観がわかる写真
 - ④ 営業時間短縮等及び酒類を提供せずカラオケ設備を使用していなかった状況が確認できる書類
（例）営業時間短縮の期間及び酒類の提供取りやめ等を告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DMの写し
 - ⑤ 感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真（ステッカー記載の店名が判読できるもの）
 - ⑥ コロナ対策リーダー宣誓書（店舗名、リーダー名の記載があるもの）**※都が発行する「感染防止徹底点検済証」の写しを提出する場合は、(4)②③⑤⑥の書類の省略を可とする。**
- (5) **誓約書遵守事項に関する確認書**

(6) 本人確認書類（写し）

（例）〔法人〕 法人代表者の運転免許証、保険証等の書類
〔個人〕 運転免許証、保険証等の書類

(7) 支払金口座振替依頼書

(8) 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類

（例）通帳の見開き面の写し、インターネットバンキング
の該当ページの写しなど

(9) 罹災証明書等【店舗ごと】（必要な方のみ）

なお、審査時又は事後的に売上高等を確認させていただくことがございますので以下の書類については、お手元に保存をお願いいたします。

- ・ 上記で省略可とした資料
- ・ 売上に係るレジの日計表、会計伝票 など

また、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7 実施分、2/8～3/7 実施分、3/8～3/31 実施分、4/1～4/11 実施分、4/12～5/11 実施分）において支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請する店舗に変更がない場合は、既に確認済みとなっている事項に係る提出書類については省略可とする予定です。

■その他

○ご協力いただいた事業者の紹介

ご協力いただいた事業者として、店舗名（屋号）を都のホームページ等でご紹介させていただきます。

○専用ポータルサイトの公開

専用ポータルサイトにて情報発信を行います。ポータルサイトは7月~~15~~**26**日（**本月**）14時に開設予定です。

○コロナ対策リーダーの登録

以下のサイトにより登録を受け付けています。

(URL) <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

○問合せ先

問合せは、以下の窓口にて対応します。なお、具体的な申請手続きは、令和3年7月~~15~~26日(本月)の申請受付要項の公表をお待ちください。

感染拡大防止協力金等コールセンター

電話 0570-0567-92

(午前9時00分から午後7時00分まで毎日)